

蒲郡市景観計画（案）へのパブリックコメント実施結果

募 集 期 間	平成30年10月2日～平成30年10月31日
担 当 課	都市開発部 都市計画課
実 施 方 法	(1) 市ホームページに計画（案）を掲載して意見募集 (2) 都市計画課カウンター、情報公開コーナー、公民館へ計画（案）を掲示して意見募集
意見の提出方法	直接持参、郵便、FAX、電子メール
提 出 意 見	2名50件（郵送、電子メール）

計画（案）に対するご意見

No	提出意見（要約）	市の考え方
1	全体としてまとまっているように見えるが、実効性を上げるには、条例、規則をセットにして計画書を提案すべき。	<p>蒲郡市景観計画を運用するためには、景観条例と、条例の施行に必要な規則の制定が必要となります。</p> <p>現在策定を進めている景観計画の内容を踏まえて、条例及び規則の制定を進めていきたいと考えています。</p>
2	総花的で具体的な施策が不明。尚且つ、短期、中期、長期計画も無く、目標とする将来のまちの像のイメージすら掲示されていない。	<p>本計画を策定する目的は、景観法に基づく法定計画を定めるもので、その必須事項を第2章から第4章に定めています。</p> <p>まちの将来像については、本計画（案）の中で「東海道にてすぐれたる 海のながめは蒲郡 訪れる人が癒され 住む人が誇れるまち」としており、海辺の景勝地の景観を継承しつつ、住む人によって形成されてきた自然と調和した穏やかな景観をこれからも守り、育てていくことで、訪れる人が癒され、住む人が誇れる景観を目指していきたいと考えております。</p> <p>この将来像を実現するためには、継続的な景観まちづくりが必要になります。景観まちづくりは市民や事業者の方の景観に対する意識向上とともに、協働による取り組みにつなげていくことが重要であるため、第5章にその内容を示しています。</p>
3	規制対象を「市全域」とすることに異論はないが、景観計画区域を「市全域」とした意図が分からない。	<p>景観法運用指針では、景観計画区域の設定にあたっては、当該地域における景観上の特性に配慮し、良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行う上で、必要か</p>

		<p>つ十分な区域を設定すべきとしています。</p> <p>蒲郡市の景観特性として、市域全域において海・市街地・山なみが調和した眺望景観があります。</p> <p>これらの眺望景観の保全又は形成に向けて、行為の制限等による景観まちづくりに取り組むために市域全域を景観計画区域としています。</p>
4	<p>重点地域を明確にして、施策を絞り込んで結果を出すべき。景観重点候補地区を挙げているが、中身がない。</p>	<p>地域を特定して重点的に取り組むことについては、行政の一方的な指定によるものではなく、その対象となる地域住民や関係者の方との合意形成を図った上で進めていくことが重要です。今後、市民の景観に対する意識向上を図りながら、段階的に取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>「景観重点候補地区」につきましては、計画策定段階において、市民意識調査から市民が景観を大切にしたい、景観の向上が期待されるとして捉えられた地区として示しています。また、他の地域についても、景観向上に対して取り組むことも考えられますので、「候補地区」として表現しています。</p>
5	<p>取り組み施策を具体化するために、今までの取り組みの継続なのか、新たに取るものなのか、又、維持すべき景観、更に向上すべき景観、新たに作りあげる景観の区分けも必要かと思う。</p>	<p>今までの取り組みについては、改めて景観を形成する要素であるとの意識を持って実施する考えです。</p> <p>新たな取り組みについては、行政・協働・地域主体それぞれにおいて、地域の景観特性を踏まえた良好な景観形成に向けた取り組みが進むように検討していく考えです。</p>
6	<p>市民の責務、事業者の責務、行政の責務を明確にして責任の所在を明らかにすべき。私的な空間でも景観的には公共性があると言うことの共通認識は必須。</p>	<p>市民・事業者の方と行政が協働して良好な景観に向けた取り組みを進めていくことが重要だと考えていますので、それぞれの役割について景観条例での位置づけを検討したいと思います。</p> <p>私的空間については、景観形成を推進していく中で、踏まえていきたいと考えています。</p>
7	<p>現状把握という意味で各地区の特性を</p>	<p>課題は本計画（案）の検討段階の調査に</p>

	挙げているが、良好な景観を形成する上での今の課題、景観阻害要因を明確にすべき。	て抽出しています。課題については、計画書と合わせて別冊の資料集に掲載します。
8	基準は具体的に設定されているように見えますがイラストでも良いのでビジュアルな表現でイメージを表現すべき。	運用に際して必要に応じてイラストなどの作成も検討したいと思います。
9	基準は、そのときの市担当部局等の裁量に委ねる内容にならないこと、公平性が保たれることが前提で、具体的、数量的な基準を規定するようにお願いしたい。	本計画（案）で示す行為の制限は、本市特有の眺望景観を維持保全することを目的としています。その中で、定量的な基準が必要な行為に対してその基準を定めています。定性的な基準に該当するもので、眺望景観に対して影響を及ぼす恐れのある行為については、必要に応じて設置予定の蒲郡市景観審議会に意見を聞きながら、審査を行っていく考えです。
10	観光交流立市という特殊性を鑑み、他の自治体と比べ景観レベルを高く設定するという意思が脆弱。訪れた人が住んでみたいと思う生活と観光の融合という視点でのソフトが必要。（規制を他の自治体と比べ厳しくした他の自治体との比較表が必要。）	景観を形成又は向上させる手法として、規制を前提とする考えではありません。地域に応じた取り組み方法があると考えており、協働により生み出された具体的な取り組みが実施され、継続されていくことで良好な景観が形成されることを期待しています。
11	条例制定について、条例とそれを補完する規則の内容次第。 公正であること、抽象的表現を廃し具体的、計量的表現に徹すること、罰則規定を設けること。（違反者公表含む。）	条例及び規則については、景観計画の内容に基づき、景観法に定める必要な事項について定めていきます。
12	三河湾スカイライン、三ヶ根山スカイラインが対象から外れている。現状の荒れ具合と管理者が市ではないと言うことであれば、景観に関して当事者意識が無いと言わざるを得ない。 スカイラインという名称を継続するとすれば市の課題として、市から道路管理者への整備・保全要求の強化を挙げるべき。 道路管理者にその気が無いのであれば、スカイラインという名称は地図から外すように要求すべき。	三河湾スカイライン・三ヶ根山スカイラインについては、本計画（案）の中で個別に取り上げてはいませんが、三河湾スカイライン・三ヶ根山スカイラインに限らず道路等の公共施設の適正管理は、景観の面からも重要な事項だと考えています。 スカイラインに対するご意見は今後の参考とさせていただきますが、現状としましては、ご意見のような方針は示しておりません。
13	美しい・きれいというワードをもっとたくさん使うと身近に感じる。	今後の参考とさせていただきます。
14	市長の決意というか、本気度をアピール	記載を検討します。

	する上でも、最初に市長の挨拶文が必要だ と思う。	
--	-----------------------------	--

今後の景観まちづくりへのご要望、ご提案

No	提出意見（要約）	市の考え方
1	<p>「取り組み景観地点重要度順位：近景＞中景＞遠景」</p> <p>遠くから見て素敵、近くに来たらがっかりという状態が一番イメージを壊してしまう。最優先事項として、足下から「きれい」にする市民一体になっての取り組み計画を検討してほしい。「小きれい」が理想。</p> <p>土地区画整理事業等で「きれいな環境」づくりというハード整備は金次第で出来るが、それを維持するソフト事業が無いため、汚さは区画整理事業前より目立っている。外部からは民度と行政の美への感度の低さとして感じるのではないか。</p>	<p>公共施設の維持管理と環境美化については、景観形成上取り組むべき重要な事項だと考えていますので、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「市街地景観は、まず政治家の看板排除から始めませんか。」</p> <p>田原の伊良湖に向かう道路沿いなどに政治家の看板が立っており印象が悪い。蒲郡市内で政治家の看板を無くす取り組みを実施すれば、全国的に市の評価が上がると思う。</p>	<p>愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正化に向けた取り組みに対する貴重なご意見として、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
3	<p>「屋外広告物の規制強化」</p> <p>観光交流立市という特殊性から見て、県条例より厳しい市独自の条例を制定すべき。</p> <p>「違反広告物、無許可広告物等の適正化」とあるが、実際の取り組み内容がないとやる気を感じない。</p> <p>公有財産及び道路では、例外なしに民間の屋外広告物を設置できないという規定をつくるべき。</p>	<p>愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正化については、愛知県と協議の上、進めていきたいと考えています。</p> <p>蒲郡市において屋外広告物法に基づく市独自の条例制定の予定はありませんが、今後の適正化の進捗を踏まえてその必要性について考えていきたいと思えます。</p>
4	<p>「老朽化した民間観光事業者の建物等の対応に「公費」はつぎ込まない。」</p> <p>事業者等から景観適正化工事補助金制度の創設などを要望されても絶対に認めないでほしい。</p>	<p>景観向上に向けた補助金制度や融資制度の創設の予定はありませんが、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>既存建築物や工作物については、本計画（案）の行為の制限には該当しませんが、</p>

	<p>ただし、低利での融資は上限付きなどで検討する余地はある。</p> <p>また景観形成基準に適合しない既存建物、工作物についても、努力目標として何らかの規制（時限付き）が必要。</p>	<p>改築や塗り直しなど外観の変更により届出の対象となる行為については景観計画への適合を求めていくこととなります。</p>
5	<p>形原ブルーブリッジの入口(春日浦地区)の市有地付近からの海の眺めは、三河大島と小島が並び、地元では「寝釈迦」と呼ばれる景色が見える場所だが、過去に倉庫等が立つ計画もあった。観光都市蒲郡を強調するならばここに建築物は建てないようにして頂きたい。</p> <p>地元としても、ウォーキングを楽しんでいる人も多く景観を損なわないようにして頂きたいと考えている。</p> <p>市と住民で管理して、春には菜の花、秋にはコスモスが咲く花の園を造成してはどうか。</p>	<p>ブルーブリッジから春日浦周辺の海辺の景観は市民意識調査でも将来へ残していきたい景観のひとつとして挙げられています。</p> <p>本計画(案)において、土地利用そのものを制限するような厳しい規制をかけることは考えておりませんが、現在の良好な景観を損なわないように努めていきたいと考えています。</p> <p>市有地の土地利用についていただいたご提案については、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>ゴミのないまちづくり運動を市と市民が一体となって取り組み、観光都市蒲郡を創っていければと思う。</p> <p>先日の地域安全・青少年健全育成市民大会での子どもたちの発表でも、多くの子どもたちが街のゴミについて何とかしたいと言う発表があった。</p> <p>市外から来た人がポイ捨てをしていくという話を良く聞かすが、「この街は違うぞ」と言えるように行政と市民が一体となってこの問題に取り組んで行動を起こせば、必ずゴミのない町になると思う。住民の意識改革が必要。</p> <p>花街道を造るのも一つの案。</p>	<p>住民・事業者の方と行政の協働による景観まちづくりは、良好な景観形成に向けて重要な事項だと考えています。</p> <p>環境美化活動については、アンケート調査の結果でも参加してみたいという意見が多く見受けられましたので、環境美化活動や緑化推進などを通して、景観や日常の環境美化に対する意識の啓発に取り組んでいきたいと考えています。</p>
7	<p>蒲郡の海岸線、ラグーナから西浦温泉まで遊歩道を造ったらいいと思う。</p> <p>約30キロあると思うが、途中、つり橋や、岩国市の錦帯橋のミニ版などを造り、健康づくり、観光、イベントなどの海岸遊歩道としてはどうか。</p>	<p>蒲郡市の海岸線は本計画(案)の中でも「沿岸部の景観軸」として特別に景観形成の方針を定めており、保全又は形成推進を進めていきたいと考えています。</p> <p>現在でも、海辺を散策できる場所は各所にありますが、いただいたご提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

記載表現に対するご意見

No	提出意見（要約）	市の考え方
1	<p>【3 ページ】</p> <p>景観条例と景観計画の繋がりを表す上で点線では弱い。</p>	<p>繋がりが弱く見えるとのご意見をいただきましたので、実線へと修正させていただきました。</p>
2	<p>【5 ページ 9 行目～11 行目】</p> <p>回りくどい言い方で何が言いたいのかわからない。</p>	<p>それぞれの温泉地区については、本市の景観形成上重要な役割があり、観光地としての魅力を高めていくためにも、地区レベルでの景観を磨いていくことが重要であると考えています。</p>
3	<p>【5 ページ 14 行目】</p> <p>増加する空き店舗、それに何ら有効な対策を打てない商店街、商工会議所、商工課という指摘で課題を明確にすべき。</p>	<p>空き店舗については、景観形成の面からも影響がありますので、課題としてその旨を記載しています。</p>
4	<p>【7 ページ 国道 23 号線蒲郡バイパス】</p> <p>前段で眺望ポイントの記述、後段で視点が少ない、愛されている眺望景観の 1 つなど整合性のとれない記述となっている。</p>	<p>国道 23 号線蒲郡バイパスの沿道は、蒲郡の市街地を眺望できる区間が短いため、「視点場が少ない」と表現していますが、蒲郡西インター付近は、南側の視界が開けて市街地を一望できるポイントであり、アンケート調査の結果からも評価の高い眺望景観であるため、「愛されている眺望景観の 1 つ」と表現しています。</p>
5	<p>【9 ページ 形原城跡】</p> <p>海側の眺望景観の分類に掲載されている。</p>	<p>漁港や形原漁港大橋（ブルーブリッジ）を含めた海側から中央部の市街地や山なみを望む景観として記載しています。</p>
6	<p>【10 ページ 観光地からの眺望景観【竹島】】</p> <p>鳥居越しに「三河湾国定公園による緑」が何を指しているのかわからない。</p>	<p>「三河湾国定公園による緑」は蒲郡クラシックホテル周辺の木々を指しております。</p> <p>表現がわかりにくいと思いますので、修正しました。</p>
7	<p>【11 ページ 景観特性の整理】</p> <p>「沿道 国道 23 号、247 号：商業施設が集積」とあるが、現状は商業施設等の事業建物の減少による住居建物との無秩序な混在景観となっています。現状認識が誤っている。</p>	<p>大型の商業施設が幹線道路沿いに立地しているということを記載しています。</p>

	無秩序な混在景観をどうするのか検討提案が必要。	
8	<p>【12 ページ 竹島周辺の景観特性】</p> <p>土産物販売店、休憩所、島内トイレ等観光サービス施設の不整備、老朽化等の課題が抜けている。</p>	個別の建築物の老朽化などを地区の景観特性としては記載していません。
9	<p>【12 ページ 三谷温泉地区の景観特性】</p> <p>三谷温泉海岸という名称があるのか。</p>	通称のひとつで正式な名称ではありませんが、潮干狩りなどが行われる三谷温泉南側の海岸付近を指しています。
10	<p>【12 ページ 三谷温泉地区の景観特性】</p> <p>海（海岸）から望む旅館、ホテルの壁面の汚さが景観を台無しにしている等の問題点が抜けている。</p>	個別の建築物の老朽化などを地区の景観特性としては記載していません。
11	<p>【12 ページ 形原温泉地区の景観特性】</p> <p>「また「あじさいの里」・・・望むことができる。」</p> <p>文章として「違和感」あり。</p>	ご指摘いただいた部分について、助詞などの文章表現を修正しました。
12	<p>【13 ページ ラグーナ蒲郡地区（海陽町）の景観特性】</p> <p>遊戯施設は「アミューズメント施設」が良いと思います。</p>	「遊戯施設等」を「遊園地等」に修正しました。
13	<p>【14 ページ 春日山周辺、15 ページ 拾石川周辺の景観特性】</p> <p>「地区レベルの景観」の意味がわからない。</p>	「地区レベルの景観」を「地区レベルの良好な景観」に修正しました。
14	<p>【15 ページ 春日浦地区の景観特性 2 行目】</p> <p>「誘導を図る」という表現が意味不明。「良好な住環境を形成するため」という意味か。</p>	わかりにくい表現であるため、「良好な住環境の誘導」を「良好な住環境の形成」に修正しました。
15	<p>【17 ページ 「訪れる人が癒され、住む人が誇れるまち】</p> <p>住む人が誇れるのは「行政による形（ハード）づくり」ではなく「住民、事業者、</p>	「住民、事業者、行政による絶え間ない取り組み」については、「第5章 景観形成の推進に向けて」において、「協働による景観まちづくり」として位置づけており、今後の良好な景観形成の推進において

	行政による絶え間ない取り組み（ソフト）」というロジックの構築が重要なテーマだと思う。	重要な事項だと考えています。
16	<p>【17 ページ 「訪れる人が癒され、住む人が誇れるまち」】</p> <p>「東海道にてすぐれたる・・・」は必要か。ほとんどの市民は知らないし、当時の景色と現在の景色は次元が違うぐらい変わっている。</p>	鉄道唱歌の一節につきましては、海辺の景勝地として、蒲郡市の景観を表現する上で現在にも通ずる言葉だと考えております。
17	<p>【18 ページ方針2「貴重な地域性」】</p> <p>地域性とは地域の特性と同じ意味か。そうであれば同じ文言で、そうでなければ地域性の中身の説明をすべき。 その他、同義の文言等は整理すべき。</p>	<p>ここで記載している「地域性」は、「地域の特性」と同じ意味になりますので、「地域の特性」に修正しました。 その他についても改めて確認させていただきました。</p>
18	<p>【18 ページ 方針2】</p> <p>「景観資源」というワードでまとめるのではなく、具体的に提起して共通認識すべきだと思う。</p>	景観資源については、「第1章 蒲郡市の景観特性」にて記載しています。
19	<p>【22 ページ】</p> <p>落ち着きある集落地景観の条件についてイラスト又は写真で表現してほしい。</p>	集落地景観の写真を追加しました。
20	<p>【22 ページ】</p> <p>屋外広告物の適正化より禁止エリアに指定ぐらいの強い規制が必要。</p>	現在、屋外広告物法に基づく市独自の条例制定の予定はありませんが、屋外広告物は、景観の重要な構成要素であるとともに経済活動や日常の市民活動に欠くことのできないものでもありますので、規制については、慎重に検討していくものと考えています。
21	<p>【23 ページ 「さらなる賑わいの創出」】</p> <p>景観計画から外し、別途まちづくりのひとつのテーマとすべき。 さらなるというほどの賑わいはなく、現状把握が出来ていない。 賑わいの創出より新たな賑わいのあるまちの創出に取り組むべき。</p>	市を代表する観光地として、景観形成の面からもさらなる賑わいの創出を図っていきたいと考えています。
22	【28 ページ 届出対象行為の概要 7 行目】	景観上影響が大きいと思われる行為に

	<p>必要に応じて「蒲郡市景観審議会」において審査とあるが、「必要に応じて」の文言は不要。審査する対象の基準を明確にすれば良い。</p>	<p>については、蒲郡市景観審議会に意見を聴くこととしています。</p>
23	<p>【32～34 ページ 備考欄「ランドマークとして…市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。】</p> <p>審査会で瑕疵有りという審査答申でも市長がその建物、工作物等の必要と認めたらOKと言うことか。抜け穴規定になりうる。</p>	<p>ランドマークとして良好な景観の形成に寄与するものか、蒲郡市景観審議会の答申を尊重し、慎重に判断するものと考えています。</p>
24	<p>【34 ページ】</p> <p>努める、調和を図る、配慮する等の規定で、最初から腰が引けている。</p>	<p>市域全域の共通基準として、調和した眺望景観への影響を考慮した上で必要な基準を設定しています。</p>
25	<p>【40 ページ 13 行目】</p> <p>「地区レベルの景観の向上」の意味がわからない。</p>	<p>景観を形成する一団の地区単位の景観という意味で、「地区レベルの景観」という言葉で表現しています。</p>
26	<p>【41 ページ 公共施設の適正管理 7 行目】</p> <p>比較的という形容詞は不要と思う。</p>	<p>「蒲郡市の景観に関するアンケート調査」の結果で、他の項目に比べ、「道路や河川のごみ」、「海岸のごみ、汚れ」などの公共施設の維持管理に関わることが比較的多くあったという意味で記載しています。</p>
27	<p>【41 ページ 公的サイン】</p> <p>F-POLIS計画の注釈が必要。</p>	<p>下記の通り注釈をつけます。</p> <p>F-POLIS計画：公的サイン（利用者に対して公共施設等の所在等を案内する広告版）の整備に際し、利用者にとってわかりやすく、かつ都市景観の向上を目的として、本市が策定した、統一的なデザイン基準を定めたマニュアルです。</p>
28	<p>【44 ページ 3 行目】</p> <p>「保全について取り組むことも考えていく必要があります。」とあるが、「取り組みます」と言うべき。</p>	<p>特定の視点場に対する眺望景観の保全について、ガイドライン策定などの取り組みの必要性について記載しています。</p> <p>特定の視点場に対するガイドラインの策定にあたっては、住民や関係者の方の意向を確認しながら進めていくことを考えています。</p>

29	【46 ページ 17 行目】 コントロール⇒マネジメントと捉えるべき。	ここでは、全体のマネジメントの話ではなく、「行為の制限」による景観形成のコントロールについて記載しています。
----	---	--